

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

- 違法駐車車両の移動に係る負担金の額を定める規則 三三
- 福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則 三三

告示

- 保育士登録申請手数料等に係る公金の収納の事務を委託した件 三五
- 福島県総合療育センターにおける診療費等に係る公金の収納の事務を委託した件 三五
- 県営土地改良事業計画を定めた件 三五
- 土地改良事業計画を変更することとを適当と決定した件 三六
- 道路の区域を変更する件二件 三六
- 道路の供用を開始する件二件 三七

公告

- 毒物劇物取扱者試験を実施する件 三七
- 登録販売者試験を実施する件 三七
- 指定居宅サービス事業者を指定した件 三八
- 指定居宅介護支援事業者を指定した件 三八

た件

- 指定介護療養型医療施設を指定した件 三九
- 指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 三九
- 指定居宅サービスを行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三九
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三九
- 指定介護予防サービス事業者を指定した件 三九
- 指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件 三九
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三九

規則

○車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則 三四

福島県警察本部 三五

○一般競争入札を行う件四件 三五

福島県公安委員会

福島県内水面漁場管理委員会

○漁業法により公聴会を行う件 正誤 三六

○平成二十年三月二十五日付け号外第十号中 三九

○平成二十年三月二十八日付け号外第十七号中 三九

違法駐車車両の移動に係る負担金の額を定める規則及び福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則をここに公布する。
平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第六十八号

違法駐車車両の移動に係る負担金の額を定める規則

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条第二項、第三項又は第五項の規定により違法駐車車両の移動(車両(移動用器材を含む。))を用いた移動に限る。)をした場合において同条第十五項の規定により当該違法駐車車両の運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額は、同条第十六項の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 車両の移動 一台につき一万六千円
- 二 車両及び積載物の保管 車両又は積載物を保管した場所における駐車料金又は保管料金に相当する額
- 三 車両の開錠 車両の開錠を行う業者の定める開錠料金に相当する額

附則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

福島県規則第六十九号

福島県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則

(目的)

第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)の施行については、法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（支援助給開始（変更）申請書等）

- 2 第二条 法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による保護法」という。）に規定する支援助給の開始又は変更の申請の書面は、支援助給開始（変更）申請書（第一号様式）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、例による保護法第十八条第二項に規定する葬祭支援助給の申請の書面は、葬祭支援助給申請書（第二号様式）とする。

第1号様式 (第2条関係)

支援給付開始 (変更) 申請書

福島県	保健福祉事務所長	年	月	日	保健福祉事務所受付年月日						
住所又は居所 氏 名 ㊟ 申請者 支援給付を受けようとする者との関係 () 電 話 番 号											
<p>下記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を申請します。</p>											
現在住んでいるところ											
要支援家族	人員	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	町村受付年月日	
	1										
	2										
	3										
同居家族の状況	4										
	1										
	2										
同居していない家族の氏名及び住所又は居所											
生活状況		資産の状況			借入れの状況						
生活費月額		円									
収入月額		円									
扶養義務者の状況	世帯主との関係	氏 名	住 所			扶養の内容					
支援給付を申請する理由											
受けようとする支援給付の種類		生活・住宅・介護・医療・出産・生業・葬祭									

記入上の注意

1 ※印欄は、記入しないで下さい。

2 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条の規定によって処罰されることがあります。

注 この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとする。

第2号様式 (第2条関係)

葬祭支援給付申請書

福島県 保健福祉事務局長

申請者 住所 氏名

印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による葬祭支援給付を受けたいので申請します。

記

死者	氏名	明・大・昭・平 年 月 日 生	葬祭を行う者との関係
	生年月日		
者	死亡日	年 月 日 居	死亡時の住所又は居所
	死年月日		
葬祭予定日	年 月 日		
葬祭費	円	遺留金額	円
		差引不足額	円
		備考	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福島県告示第三百九十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 委託した事務の範囲及び内容

次に掲げる手数料の収納の事務

1 保育士登録申請手数料

2 保育士登録証書換え交付手数料

3 保育士登録証再交付手数料

二 受託者の名称及び所在地

社会福祉法人日本保育協会

東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号

三 収納の事務を委託する期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

(児童家庭課)

福島県告示第三百九十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

三 収納の事務を委託する期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

(障がい福祉課)

福島県告示第三百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、長峰
地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決
定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年五月二十一日から

同 年六月九日まで

三 縦覧の場所

西白河郡矢吹町役場及び同郡泉崎村役場

福島県告示第三百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、経沢地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年五月二十一日から

同 年六月九日まで

（二十日間）

三 縦覧の場所

会津若松市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、沼ノ平地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年五月二十一日から

同 年六月九日まで

（二十日間）

三 縦覧の場所

伊達郡川俣町役場

（農村計画課）

福島県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、須賀川市が前田川地区基盤整備促進事業（農道）に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年五月二十一日から

同 年六月九日まで

（二十日間）

三 縦覧の場所

須賀川市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道白河 石川線	石川郡石川町大字沢井 字上ノ原四〇番四八地 先から 同 郡同 町大字沢井 字大池下七七番一池先 まで	変更前	六・五 一・〇	三六〇・〇
		変更後	九・五 一五・五	三六〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道柳津昭和線	河沼郡柳津町大字芋小屋字船窪五五七番地先	変更前	一三・〇〇	三〇〇・〇
	同 郡同 町大字芋小屋字居平四六六番一地先まで	変更後	一三・〇〇 二〇・〇〇	三〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百九十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

県道白河石川線	石川郡石川町大字沢井字上ノ原四〇番八地先から	供用開始の区間	平成二〇年 五月二〇日
	同 郡同 町大字沢井字上ノ原九六番一地从先まで		

(道路計画課)

福島県告示第三百九十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県津若松建設事務所で平成二十年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

供用開始

県道柳津昭和線	河沼郡柳津町大字芋小屋字船窪五五七番地先	供用開始の区間	平成二〇年 五月二〇日
	同 郡同 町大字芋小屋字居平四六六番一地先まで		

(道路計画課)

公告第二百五十九号
 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。
 平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

公 告

- 試験期日等
平成二十年八月六日（水）午後一時三十分開始
- 試験場所
郡山市富田町字三角堂三十一番一 奥羽大学 第二講義棟
- 受験手続
受験希望者は、平成二十年五月二十六日（月）から同年六月十六日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）に受験願書に必要書類を添えて最寄りの福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所（県外居住者は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課）に提出すること。
- 受験手数料
一万五百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること（消印はしないこと。）
- その他
試験の詳細は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課、最寄りの福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所に問い合わせること。

(薬務課)

公告第二百六十号

薬事法（昭和三十五年法律第一百四十五号）第三十六条の四第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。
 平成二十年五月二十日

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験期日等

平成二十年八月二十日(水) 午前十時三十分開始

二 試験場所

郡山市安積町日出山字北千保十九番地の八 福島県産産交流館(ビッグパレットふくしま) 多目的展示ホール

三 受験手続

受験希望者は、平成二十年六月二日(月)から同月三十日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)に受験申請書に必要書類を添えて最寄りの福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所(県外居住者は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課)に提出すること。

四 受験手数料

一万七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験申請書にはって納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

試験の詳細は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課、最寄りの福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所に問い合わせること。

(薬務課)

公告第二百六十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
なのはなヘルパーステーション	福島市本内字西下釜六〇一モカロール	株式会社はるかぜグループ	福島県福島市方木田字稲荷塚三四一―一二	平成二〇年四月一日	訪問介護
ケアサービスみらい	喜多方市豊川町米室字二条川原一八六二	株式会社Sei喜羅里	同 県喜多方市豊川町米室字二条川原一	同	同

ヘルパーステーションおはよう	伊達郡飯野町大久保字西戸三二―一二	特定非営利活動法人青いそら	同 県伊達郡飯野町大久保字西戸三二―一二	同	同
有限会社ヘルパーステーション27	いわき市小名浜大字芳原三三―一折笠アパート二号室	有限会社ヘルパーステーション27	同 県いわき市小名浜大字芳原三三―一折笠アパート二号室	同	訪問入浴介護
訪問看護ステーション 亀田	郡山市亀田西六七	株式会社グリーンケアブリッジ	同 県郡山市亀田西六七	同	訪問介護
通所介護きびたき	福島市清水町広窪三三―一四	医療法人温故堂	同 県福島市田沢字木曾内入二四―一三	同	通所介護
医療生協春風	会津若松市東千石一丁目二―一三	会津医療生活協同組合	同 県会津若松市東千石一丁目二―一三	同	同
安泰デイサービス湯本	いわき市常磐関船町上関二三―一	有限会社安泰ケアマネーション	同 県いわき市内郷綴町榎下六二―一五	同	同
つかさデイサービス	同 市泉町滝尻字泉町二二―一	有限会社つかさ	同 県いわき市内郷高野町岩作九三―一五	同	同
せのうえ健康クリニック通所リハビリテーション	福島市瀬上町字四斗蒔一―六	福島中央市民医療生活協同組合	同 県福島市野田町一丁目一五―一二	同	通所リハビリテーション

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百六十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事業所の所在地	指定年月日
こしのはま居宅介護支援センター	福島市腰浜町三一一	社会福祉法人福島更生義肢製作所	福島県福島市腰浜町三一一	平成二〇年四月一日
J A郡山市居宅介護支援事業所	郡山市喜久田町堀之内字釜場西二九一一	郡山市農業協同組合	同 県郡山市朝日二丁目一四一七	同
有限会社七福神介護支援ステーション	いわき市錦町中迎四丁目七三三	有限会社七福神	茨城県北茨城市大津町北町二丁目三二四	同
カーナケアプランサービス	いわき市平赤井字深田二八	株式会社カーナ	福島県いわき市平赤井字深田二八	同
ケアマネーション株式会社	いわき市常磐関船町上関二二二	有限会社安泰ケアマネーション	同 県いわき市内郷綴町榎下六二一五	同
佳勝園ケアプランサービス	いわき市金山町月見台一三四一	社会福祉法人愛誠会	同 県いわき市植田町堂ノ作四九一一二	同
ケアプランセン	喜多方市豊川町	株式会社Se	同 県喜多方市	同

ヨ

ン

ン

ン

ン

ン

ン

タミらい	米室字二条川原一八六二一九九	i喜羅里	豊川町米室字二条川原一八七二一一
NPOまごころ支援	伊達郡国見町藤田字南五四一二	特定非営利活動法人まごころサービス国見センター	同 県伊達郡国見町藤田字南五四一二

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百六十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第三号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。
平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

施設の名	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
医療法人慈繁会付属土屋病院	郡山市七ツ池町二二六一一九	医療法人慈繁会	福島県郡山市七ツ池町二二六一一九	平成二〇年四月一日

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百六十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。
平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
クリニック	福島市瀬上町	福島中央市	福島県福島市	平成二〇年	通所リハ

せのうえ通 所りハビリ テーション	字前川原三七 一	民医療生活 協同組合	野田町一丁目 一三―五八	三月三十一日	ピリテー ション
株式会社好 建工業	いわき市好間 町上好間字馬 場前三九―六	株式会社好 建工業	同 県いわき 市好間町上好 間字馬場前三 九―六	平成二〇年 三月三日	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売
有限会社水 野教材社ケ アサービス ネットひま わり事業部	須賀川市大黒 町二二―一	有限会社水 野教材社	同 県須賀川 市大黒町二二	平成二〇年 二月二〇日	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売
株式会社オ オタケアサ ービスネッ トひまわり 事業部	相馬市中村字 荒井町八四― 四	株式会社オ オタ	同 県相馬市 中村字荒井町 八四―四	平成二〇年 三月一日	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売
株式会社テ ーシーサー ビス田島営 業所	南会津郡南会 津町田部字下 原二〇五―九	株式会社テ ーシーサー ビス	同 県郡山市 虎丸町一― 二二	平成二〇年 三月二〇日	訪問介護
社会福祉法 人榎葉町社 会福祉協議 会	双葉郡榎葉町 大字山田岡字 大堤入三二― 一	社会福祉法 人榎葉町社 会福祉協議 会	同 県双葉郡 榎葉町大字北 田字鐘突堂五 ―五	平成二〇年 三月三十一日	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百六十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ
ビス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の 名称	変更前の事業 所の所在地	変更後の事業 所の所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主 たる事務所 の所在地 (個人にあつ ては、住所)	サービ スの種 類
デイサービ スセンター あい・あい	いわき市郷ヶ 丘二丁目三三 ―三	いわき市郷ヶ 丘二丁目五五 ―三	有限会社あ い・あい	同 県いわ き市郷ヶ丘 二丁目九三 ―八	通所介護
つかさヘル パステー ション	同 市泉町 三一〇―九	同 市泉町 滝尻字泉町二 二―一	有限会社つ かさ	同 県いわ き市内郷高 野町岩作九 三一―五	訪問介護
さくら・介 護ステーシ ョン須賀川 中央	須賀川市西川 字山本八八	須賀川市南上 町一五八―一	有限会社ベ アフイール ド	同 県須賀 川市和田道 六〇―一四	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百六十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介
護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所 の名称	変更前の事業 所の所在地	変更後の事業 所の所在地	事業者 の名称	事業者の主たる 事務所の所在地
居宅介護支援 事業所ほくせ	郡山市小原田三 丁目三二八―一	郡山市安積町日 出山二丁目一	株式会社ほ くせい	福島県郡山市安 積町日出山二丁

公告第二百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤雄平

（高齢福祉課介護保険室）

い	つかさケアプランサービス	いわき市泉町三〇―九	いわき市泉町滝尻字泉町二二―一	有限会社つかさ	同 県いわき市内郷高野町岩作九三―一五	目一一
	さくら支援ステーション須賀川中央	須賀川市西川字山本八八	須賀川市南上町一五八―一	有限会社ベアフイールド	同 県須賀川市和田道六〇―一四	
	ヘルパーステーションおはよう	伊達郡飯野町大久保字西戸三二―二	特定非営利活動法人青いそら	同 県伊達郡飯野町大久保字西戸三二―二	同	同
	ケアサービスみらい	喜多方市豊川町米室字二条川原一八六二―九九	株式会社Sei喜羅里	同 県喜多方市豊川町米室字二条川原一八七二―一一	同	同
	なのはなヘルパーステーション	福島市本内字西下釜六〇―一モカロールC二〇三号	株式会社はるかぜグループ	福島県福島市方木田字稲荷塚三四―一二	平成二〇年四月一日	介護予防訪問介護

有限会社ヘルパーステーション27	いわき市小名浜大字芳原三三―一折笠アパート二号室	有限会社ヘルパーステーション27	同 県いわき市小名浜大字芳原三三―一折笠アパート二号室	同	介護予防訪問入浴介護
訪問看護ステーション亀田	郡山市亀田西六七	株式会社グリーンケアブリッジ	同 県郡山市亀田西六七	同	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションいきいき	喜多方市永久七六八九―一	医療法人佐原病院	同 県喜多方市永久七六八九―一	同	同
通所介護きびたき	福島市清水町広窪三三一―四	医療法人温故堂	同 県福島市田沢字木曾内入二四―三	同	介護予防通所介護
医療生協春風	会津若松市東千石一丁目二―一三	会津医療生活協同組合	同 県会津若松市東千石一丁目二―一三	同	同
安泰デイサービス湯本	いわき市常磐関船町上関二―一三	有限会社安泰ケアマネーション	同 県いわき市内郷綴町榎下六二―五	同	同
つかさデイサービス	同 市泉町滝尻字泉町二二―一	有限会社つかさ	同 市内郷高野町岩作九三―一五	同	同
せのうえ健康クリニック通所リハビリテーション	福島市瀬上町字四斗時一―六	福島中央市民医療生活協同組合	同 県福島市野田町一丁目一五―一二	同	介護予防通所リハビリテーション

（高齢福祉課介護保険室）

公告第二百六十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤雄平

株式会社テ	南会津郡南会	株式会社テ	同 県郡山市	平成二〇年	介護予防
株式会社オ オタケアサ ービスネッ トひまわり 事業部	相馬市中村字 荒井町八四一 四	株式会社オ オタ	同 県相馬市 中村字荒井町 八四一四	平成二〇年 三月一日	同
有限会社水 野教材社ケ アサービス ネットひま わり事業部	須賀川市大黒 町二二一	有限会社水 野教材社	同 県須賀川 市大黒町二二 一	平成二〇年 二月二〇日	同
株式会社好 建工業	いわき市好間 町上好間字馬 場前三九一六	株式会社好 建工業	同 県いわき 市好間町上好 間字馬場前三 九一六	平成二〇年 三月三日	介護予防 福祉用具 貸与 特定介護 予防福祉 用具販売
クリニック せのうえ通 所りハビリ ーション	福島市瀬上町 字前川原三七 一	福島中央市 民医療生活 協同組合	福島県福島市 野田町一丁目 一三一五八	平成二〇年 三月三十一日	介護予防 通所りハ ビリテー ション

(高齢福祉課介護保険室)

1シーサー ビス田島營 業所	津町田部字下 原二〇五九	1シーサー ビス	虎丸町一一 二二	三月二〇日	訪問介護
社会福祉法 人檜葉町社 会福祉協議 会	双葉郡檜葉町 大字山田岡字 大堤入三一 一	社会福祉法 人檜葉町社 会福祉協議 会	同 県双葉郡 檜葉町大字北 田字鐘突堂五 一五	平成二〇年 三月三十一日	介護予防 福祉用具 貸与 特定介護 予防福祉 用具販売

公告第二百六十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年五月二十日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の 名称	変更前の事業 所の所在地	変更後の事業 所の所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主 たる事務所 の所在地 (個人にあつ ては、住所)	サービ スの種 類
訪問介護事 業所ほくせ い	郡山市小原田 三丁目三二八 一	郡山市安積町 日出山二丁目 一一一	株式会社ほ くせい	福島県郡山 市安積町日 出山二丁目 一一一	介護予防 訪問介護
デイサービ スセンター あい・あい	いわき市郷ヶ 丘二丁目三三 一三	いわき市郷ヶ 丘二丁目五五 一三	有限会社あ い・あい	同 県いわ き市郷ヶ丘 二丁目九三 一八	同
つかさヘル パーステー ション	同 市泉町 三一〇一九	同 市泉町 滝尻字泉町二 二一一	有限会社つ かさ	同 市内郷高 野町岩作九 三一一五	同

さくら・介 護ステーション ヨシ須賀川 中央	須賀川市西川 字山本八八	須賀川市南上 町一五八一	有限会社ベ アフィール ド	同 県須賀 川市和田道 六〇―一四	同
---------------------------------	-----------------	-----------------	---------------------	-------------------------	---

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十年五月二十日

土地改良区の名称 福島県知事 佐藤 雄 平
郡山市田母神土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所
理事 遠藤 正康 郡山市田村町田母神字新屋敷三六番地

(農村計画課)

公告第二百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。
平成二十年五月二十日

土地改良事業を行 った者の名称	地区名	土地改良事 業の種類	施行認可年月日	工事の完了年月日	福島県知事 佐藤 雄 平
田村市	下水谷	基盤整備促進 (農道)	平成一一年一 月四日	平成二〇年三月二 七日	
同	戸屋	基盤整備促進 (農道)	平成一二年八月 三日	平成二〇年三月二 七日	(農村計画課)

公告第272号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける河川流域総合情報システムの保守について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年5月20日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
河川流域総合情報システムの保守 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社福島支店 福島県福島市栄町6番6号
- 5 随意契約に係る契約金額
52,290,000円
- 6 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(土木総務課)

公告第二百七十三号

不動産鑑定評価業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号。以下「施行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第百四十六条第一項の規定により公告する。
平成二十年五月二十日

福島県会津若松建設事務所長 原 利 弘

- 一 入札に付する事項
 - 1 件名及び数量 不動産鑑定評価業務 一式
 - 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十年六月九日から同年七月八日まで(三十日間)
 - 4 履行場所 入札説明書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。
 - 1 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 次のア又はイの条件を満たす不動産鑑定業を営む者であること。
 - ア 福島県知事の登録を受けている者であること。
 - イ 国土交通大臣の登録を受けている者であつて福島県内に主たる事務所を有するものであること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、「二」の2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当

該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

1 提出期間 平成二十年五月二十日(火)から同月三十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六五―八五〇―一

福島県会津若松市追手町七番五号

福島県会津若松建設事務所総務部総務課

電話番号〇二四二―二九一五四―一〇

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年五月二十日(金)午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県会津若松建設事務所総務部総務課(福島県会津若松市追手町七番五号)

2 入札及び開札の日時 平成二十年六月六日(金) 午前十時

3 入札及び開札の場所 福島県会津若松合同庁舎本館二階会議室(福島県会津若松市追手町七番五号)

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合同じにおいては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県会津若松建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(総務部)

公告第二百七十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定により、一定の複数建築物に対する制限の特例について、次のとおり認定した。この認定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

福島県相双建設事務所長 堀内 進

一 認定に係る対象区域

双葉郡大熊町大字小入野字西大和久四百二十五番地一

二 縦覧場所

南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県相双建設事務所建築住宅部

(建築指導課)

福島県病院局

公告第9号

平成20年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成20年5月20日

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

1 試験を実施する職種 作業療法士

2 試験期日 平成20年7月2日(水)

3 受験申込受付期間 平成20年5月20日(火)から同年6月24日(火)まで

4 受付窓口及び問い合わせ先 福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)

(病院総務課)

福島県公安委員会

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年5月20日

福島県公安委員会委員長 松本 忠清

福島県公安委員会規則第6号

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年福島県公安委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

福島県警察本部

福島県警察本部公告第24号

事件対策用フレクシミリの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年5月20日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 事件対策用フレクシミリ 6台（搬入、据付け、調整等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成20年8月1日から平成25年7月31日まで
 - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年5月27日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年6月10日（火）午後2時 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

福島県警察本部公告第25号

ジェネティックアナライザーの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年5月20日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 ジェネティックアナライザー 1式（搬入、据付け、

調整等を含む。)

- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成20年7月1日から平成25年6月30日まで
 - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年5月27日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年6月10日(火)午後2時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
 - (3) その他 郵便による入札は、不可とする。
- ### 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ### 6 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- ### 7 その他
- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第26号

DNAデータ処理装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成20年5月20日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 DNAデータ処理装置 1式(搬入、据付け、調整等を含む。)
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成20年7月1日から平成25年6月30日まで
 - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年5月27日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年6月10日(火)午後3時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第27号

全自動電解質分析装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成20年5月20日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 全自動電解質分析装置 1式(搬入、据付け、調整等を含む。)

(2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期間 平成20年7月1日から平成25年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年5月27日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年6月10日(火)午後3時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その

- 端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(公 計 課)

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

平成二十年五月二十日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 長 林 久 夫

一 期日及び場所

(一) 期日

平成二十年六月九日 午後二時

(二) 場所

郡山市日和田町高倉字下中道一一六番地 福島県農業総合センターゼミ室

二 公聴会において意見をきこうとする案件

漁業法第十一条第一項の規定による第二種区画漁業権の免許の内容等の事前決定に関する事項

三 公述者となりうる者の範囲

別表に掲げる漁場における漁業者及びその他利害関係のある者

四 公述の方法

公述者にならうとする者は、住所、氏名及び発言要旨を記載した文書を当委員会に提出しなければならない。文書の提出期限は、公聴会開会前三十分とする。

五 公述者の選定

公述者は、文書を提出した者のうちから、当委員会において選ぶものとする。

別表

本宮市青田字磐森五三七	漁場の位置	漁場の区域	大 一 谷 池
-------------	-------	-------	---------

本宮市青田字古城久保	銭瓶池
本宮市岩根字池前一八六	大池
郡山市富久山町福原字沼下五五の一	宝沢沼
郡山市富久山町福原字福原一五七の一、一五八の一	上ノ池
郡山市富久山町久保田字愛宕三の一	善宝池
郡山市山崎	五百淵池
郡山市深沢二九三	酒蓋池
郡山市大槻町字美女池	美女池
郡山市大槻町字隠居免四四	鎌倉池
郡山市大槻町字中ノ平南	新池
郡山市安積町笹川字荒池	荒池
郡山市安積町成田字丸山二四	知行池
郡山市安積町成田字清水台	宮ノ前池
郡山市安積町成田字長山	海道池
郡山市安積町荒井字大久保八九	大久保池
郡山市安積町荒井字万海	万海池
郡山市安積町成田字長山	馬場池
郡山市三穂田町川田字葉ノ木	葉ノ木池
郡山市三穂田町川田字葉ノ木	新高野池
郡山市三穂田町川田字高野	高野池

西白河郡矢吹町字松房四一	岩瀬郡鏡石町大山五三一	岩瀬郡鏡石町笠石原町六〇	須賀川市舘ヶ岡字上ノ池二五の一	須賀川市越久字延命池二〇	須賀川市仁井田字上ノ池	須賀川市大黒町一五一の三	郡山市逢瀬町河内字鳥井戸一〇二一	郡山市逢瀬町河内字山田一二〇	郡山市逢瀬町多田野字北沢	郡山市逢瀬町多田野字本沢三〇	郡山市逢瀬町多田野字上釜の前	郡山市三穂田町鍋山字七ツ池	郡山市三穂田町富岡字北池上	郡山市三穂田町富岡字南池上	郡山市三穂田町富岡字大久保九	郡山市三穂田町川田字上板橋	郡山市三穂田町駒屋字中沢	郡山市三穂田町川田字被下
松房池	蓮池	逆池	上の池	延命池	七ツ池	大黒池	堂尻ため池	山田池	北沢ため池	本沢池	釜の前池	七ツ池	三本木北池	三本木南池	大久保池	新池	長池	かつぎ下ため池

		六上	四下
後ろか ら七	後ろか ら八	後ろか ら九	後ろか ら一八
地方公務員の育児休業等に関する法律	条例第四条第一項第二号	条例第四条第一項第三号	「学歴免許等の資格の区分」を「学歴免許等の区分」に、「該当者」を「学歴免許等の資格の該当者」
地方公務員の育児休業法に関する法律	条例第五条第一項第二号	条例第五条第一項第三号	「学歴免許等の区分」を「学歴免許等の資格の区分」に、「学歴免許等の資格の該当者」を「該当者」

○平成二十年三月二十八日付け号外第十七号中

一 下	後ろか ら五	八級以上	九級以上
-----	-----------	------	------

○平成二十年三月二十五日付け号外第十号中

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

正 誤

西白河郡矢吹町字大久保四六	西白河郡西郷村大字真船字赤坂五の二	西白河郡西郷村大字小田倉字大沢一	南相馬市鹿島区南屋形字除見一六七	南相馬市鹿島区小池字ミタラセ六八の一	南相馬市小高区大字川房字猿田一三七	牡丹池	赤坂ため池	黒森ため池	石の宮ため池	北沢ため池	大谷ため池
---------------	-------------------	------------------	------------------	--------------------	-------------------	-----	-------	-------	--------	-------	-------